

農林水産省告示第15139号

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令（昭和29年政令第233号）第5条第2項の規定に基づき、同項の農林水産大臣の指定する者を次のように定め、公布の日から施行する。

平成26年11月4日公布

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第5条第2項の農林水産大臣の指定する者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、当該各号に掲げる者の設置する他の乳業施設についての同項の規定の適用については、この限りではない。

- 一 酪農経営を営む者その他の者であつて、その設置する乳業施設（生乳の処理又は加工の能力が一日三千リットルを超えるものを除く。）において一年間に使用される生乳の数量の五割以上が自ら生産した生乳（当該者が酪農経営を営む者以外の者である場合にあっては、次に掲げる者が生産した生乳）であるもの
 - イ 当該者と共同して作成し、食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）第4条第1項の認定を受けた計画に従つて同法第2条第2項に規定する食品生産製造等提携事業を実施する同項に規定する農林漁業者又は農業協同組合等
 - ロ 当該者と共同して作成し、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた計画に従つて同法第2条第4項に規定する農商工等連携事業実施する同条第2項に規定する農林漁業者
 - ハ 当該者が地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第6条第3項に規定する促進事業者として実施する同法第5条第4項第1号に掲げる措置に関する計画を含め、同条第1項の認定を受けた計画に従つて同法第3条第4項に規定する総合化事業を実施する同条第1項に規定する農林漁業者等
 - 二 その他当該者と生乳の安定的な取引関係にある者として都道府県知事が定める者
- 二 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条第2項に規定する乳業を行う者その他の者であつて、その設置する乳業施設において一年間に使用される生乳の数量の五割以上が輸出の用に供する飲用牛乳又は乳製品の原料であるもの（当該乳業施設において一年間に使用される生乳のうち輸出の用以外の用に供する飲用牛乳又は乳製品の原料であるものの一日当たり数量が三千リットルを超える場合を除く。）